

2016年 7月

中国四国農政局
徳島県拠点

News Letter

美味しいうなぎを提供するために
～松山養鰻（阿南市那賀川町）～

養殖場の陰場で昼寝をする活鰻

殖池を移動する等、水の確保に苦労しました。今でも養鰻業にとって水は何よりも大切なものです。

また、飼育方法にも永年の経験から得たこだわりがあり、「養殖池にはうなぎを過密に入れず、十分に運動をさせ、餌は毎日朝5時過ぎに適量を与え、うなぎにとって心地良い環境でじっくりと時間をかけて育てることで、品質の良いうなぎが提供できる。」と松山代表。

一般的な養殖うなぎは7か月から1年半で出荷されるのに対し、松山養鰻は、その期間で出荷するものは全体の6割で残りの4割は24か月以上かけ、水温と飼料の量を調整することで投薬を行わず健康なうなぎを育てています。



養殖池の清掃を行っている松山代表

阿南市那賀川町の松山養鰻では、昭和40年から2代にわたって養鰻業を営んでいます。2代目の代表である松山忠治さんは、約20アールの養殖池で養鰻を行う一方、徳島県養鰻協議会の会長も務めています。

昔、徳島県は養鰻が盛んで、昭和50年代は那賀川町だけで100軒程度の養鰻業者が存在しましたが、今では県全体で33軒です。

松山養鰻は、昔からミネラル豊富な那賀川の伏流水(地下水)を使用してきました。地下水量は現在は安定しているものの、過去には幾度となく枯れ、新たな水脈を求めて養



養鰻場全景



道の駅「公方の郷」うなぎ売場



道の駅「公方の郷」うなぎ売場



うなぎの蒲焼

松山養鰻は、うなぎの9割以上を活鰻問屋に卸す一方で、国産の良質うなぎを安く消費者に提供したいとの思いから、自社の加工場で調理したうなぎを近隣の道の駅へ卸しています。また、土用の丑の日には自社で直売も行います。

現在、養鰻を取り巻く情勢は、飼料の高騰やシラスウナギ採捕量の激減に伴う取引価格の高騰等で非常に厳しく、松山代表は、「20年位前なら、高くても1kg当り25万円程度だったものが、近年は1kg当り200万円で仕入れたこともある。その原因として、自然環境の変化や乱獲等があると考えており、県養鰻協議会としても資源保護の観点から、自然保護や成鰻の放流等様々な努力を続けている。昔のように資源が回復し、将来、養鰻業をしたいという人を増やしたい。」と熱く語ってくれました。



松山養鰻
徳島県阿南市那賀川町大京原829-1
電話:0884-23-4174



「平成27年度の農地中間管理事業の優良事例集」が公表されました

人・農地プランの
活かいで活用！

人と農地の問題解決に向け 農地中間管理機構 を活用しましょう！

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。
機構を活用すれば、人・農地プランを作成・実行しやすくなります。

機構はこんな仕組みです

公的機関だから安心して貸せます。

農地を貸したい人 → 貸付け → 都道府県 農地中間管理機構 (都道府県の第3セクター) (必要なら大区画化等) も行います。 → 貸付け (新貸) → 農地を借りたい人

機構に貸し付けた人に 借付金が支払われます。

まとまった使いやすい 農地が借りられます。

こんな使い方ができます！

- リタイアするので農地を貸したいな！ → と想ったら…
機構に農地を貸して下さい。
お借りした農地は機構が担い手に転貸します。
- 利用権を交換して分散した農地をまとめたいな！ → と想ったら…
関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。
機構が担い手の使いやすい形にまとめて転貸します。
- 新規就農するので農地を借りりたいな！ → と想ったら…
機構から農地を借りられます。

地域ぐるみで活用しましょう

- 「人・農地プラン」の活かひの中で機構を活用して、地域内の農地利用の再編を進めましょう！
- 地域で種様にまとまった農地を貸し付けると、地域に借付金が支払われます。
- 青年就農給付金、農の雇用事業、スーパーJ資金等の支援は、引き続き受けられます。

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。リタイアするので農地を貸したい方、農業参入を考えていて農地を借りたい企業の方、利用権を交換して分散した農地をまとめたい方、新規就農するので農地を借りたい方、農地中間管理機構を活用し農地の貸借を行うことができます。

本事例集は、平成27年度に機構が活用された事例から優良なものをとりまとめ、事例集としたものです。

事例集では、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」に向け、それぞれの地域がもつ多種多様な特徴・状況に応じた具体的な取組ポイントをグループ分けをして紹介しています。

農地中間管理機構の概要・制度については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/index.html>

農地中間管理事業の優良事例集については、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/pdf/yuuryou_jirei_27.pdf

6月・7月・8月は「農薬危害防止運動」月間です

農薬は正しく使いましょう

被覆資材にも注意

保護具も忘れずに！

土壌くん蒸後はしっかり被覆

適切な保管で誤飲・誤食を防止

住宅地などの周辺に配慮

農業配布のお知らせ
○品名
○農薬名
○目的
○使用量

ラベルの確認も忘れずに！

他の容器に移し替えない

農業保管庫 必ず施設

農林水産省は、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を6月から8月にかけて実施しています。

これは、農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止し、農業生産の安定だけでなく、国民の健康や生活環境の保全を目的として、農薬を使用する機会が増える6月から8月に毎年実施しているものです。

詳しくは中国四国農政局ホームページをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/chushi/anzen/seisan/kigaiboushi/index.html>

平成28年度農薬危害防止運動
農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

農薬危害防止運動 検索

編集：中国四国農政局 徳島県拠点

〒770-0943 徳島市中昭和町2丁目32

TEL (088)622-6131(内線214) FAX(088)626-2091

◆各種メールマガジンを配信中(登録はこちらから)

<農政局HP> <http://www.maff.go.jp/chushi/>

<http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>